

○北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱

平成27年10月1日

告示第70号

改正 平成27年12月18日告示第90号

平成28年12月28日告示第110号

平成30年3月30日告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市総合戦略において進める空き家の活用と北杜市内（以下「市内」という。）への移住定住者の増加を図る必要があることから、北杜市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成19年北杜市告示第48号。以下「空き家バンク設置要綱」という。）に定める空き家バンクへの登録を促進するため、空き家バンク設置要綱第4条第2項の規定により登録された物件（以下「物件」という。）において残置する家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃並びに物件を賃貸に供するために改修（以下「清掃等」という。）を行った所有者等に対して、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 物件に係る所有権その他権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう。
- (2) 市内施工業者 市内に本社、支社、支店若しくは営業所を有する法人又は市内で事業を営む個人

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、物件の所有者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一家屋において、過去に当該補助事業による補助金を交付されたことがない者

(2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が5万円以上のものであって、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 家財処分事業 物件内において使用されず残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃を行うもの

(2) 物件改修事業 物件内の水道設備、ガス設備、電気設備その他の物件に附帯する設備の修繕又は取替えに係る工事（以下「改修工事」という。）であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないもの
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する費用とし、別表の左欄に掲げる事業名の区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業名の区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助金の額とし、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 清掃等に係る費用の見積書の写し

(2) 清掃等を要する部分の写真

(3) 申請年度及び申請年度前年度における、市税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに申請に

係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

（計画の変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、清掃等に係る経費の変更がある場合は、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- （1） 清掃等に係る費用の見積書の写し
- （2） その他変更内容が判断できる書類

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者が、清掃等を中止する場合は、速やかに北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金計画中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月以内又は補助金交付申請年度の3月31日のいずれか早い日までに北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 清掃等に係る費用の領収書の写し
- （2） 清掃等を実施した部分の写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、

適正と認めるときは、補助金の額を確定し、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第13条 前条に規定する通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 所有者等と購入者、あるいは借受者が3親等以内の親族であるとき。
- （3） 物件を登録後、2年以内に空き家バンクの登録を解除したとき。
- （4） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示

に基づき交付決定された補助金については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年12月18日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に行われた補助金の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

事業名	補助対象経費	補助金の額
家財処分事業	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成16年北杜市条例第155号）第55条の規定による許可を受けた者が実施する物件に係る家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃に要する経費（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を含む。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1棟当たり20万円を限度とする。
物件改修事業	建築業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する許可を受けた市内施行業者が行う改修工事の費用であって、他の補助金等の対象経費となっていない経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1棟当たり20万円を限度とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

㊤

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付申請書

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第7条に基づき、空き家バンク登録物件の清掃等を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の名称
北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金（家財処分事業・物件改修事業）
- 2 空き家バンク物件登録番号（売・賃 ）
- 3 空き家バンク物件所在地
- 4 添付書類
 - （1）清掃等に係る費用の見積書の写し
 - （2）清掃等を要する部分の写真
 - （3）市税の納税証明書
 - （4）その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました下記の空き家バンク登録物件に関する北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 3 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) この補助金は、本事業以外使用してはならない。
- (2) 前項に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消す。
- (3) 事業が終了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号



北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により、補助金交付決定の通知を受けた北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付事業の計画を下記のとおり変更したいので、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 変更事項
清掃等に係る補助金額の変更

※添付書類

- ・変更後の清掃等に係る費用の見積書の写し
- ・その他変更内容が判断できる書類

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の空き家バンク登録物件に関する北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付変更申請書を確認したところ、
適当と認められるので、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第 9
条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 その他

様式第 5 号(第 10 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金計画中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第 10 条の規定により届け出ます。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 廃止（中止）の理由

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

㊟

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金交付決定を受けた北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付事業の計画について、下記のとおり事業が完了しましたので、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 完了の年月日
- 3 添付書類
 - (1) 清掃等に係る費用の領収書の写し
 - (2) 清掃等を実施した部分の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

様式第 8 号 (第 13 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号



北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付請求書

北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 (売 ・ 貸)
- 2 支払請求額 円
- 3 振込先

振込先 金融機関	金融機関	銀行・信用金庫 本店・支店 農協・信用組合 本所・支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第13条関係）